

## 国際観光ホテル整備法

### 1. 案内情報

- 手続名 : ホテルの登録申請、旅館の登録申請
- 手続根拠 : 国際観光ホテル整備法第3条・第4条、第18条第1項
- 手続対象者 : ホテル業ないし旅館業を営んでいる者
- 提出時期 : 随時
- 提出方法 : 登録申請書を作成し、登録実施機関へ提出して下さい。
- 手数料 : 69,200円(社団法人日本観光協会)
- 添付書類/部数 : 旅館業許可書(抄)、消防法令適合通知書、建築確認済証(写)、旅館賠償責任保険証(写)、定款又は寄付行為及び登記簿謄本、貸借対照表、役員名簿、財産に関する調書、住民票(写)、外客接遇主任者履歴書、自認書、損益計算書、パンフレット、図面、写真/各2部
- 申請書様式 : ホテル登録申請書、旅館登録申請書
- 記載要領・記載例 : 登録実施機関へお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

平成17年5月1日現在、登録実施機関として社団法人日本観光協会が登録されております。

提出先 : 社団法人日本観光協会

国際観光ホテル整備センター	03-3276-2316
北海道支部	011-717-3301
東北支部	022-211-9138
関東支部	03-3276-2315
中部支部	052-541-1241
関西支部	06-6348-9800
中国支部	082-222-6625
四国支部	087-833-0177
九州支部	092-726-5001

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 社団法人日本観光協会 国際観光ホテル整備センター

### 3. 手続情報

審査基準 : 国際観光ホテル整備法第6条